

第4回世田谷区環境審議会

日時：令和4年11月8日（火）
午前10時～

会場：オンライン開催及び
二子玉川分庁舎大会議室

午前10時開会

○環境政策部長 皆様、大変お待たせいたしました。環境政策部長の○○でございます。定刻になりましたので、事務局より御案内申し上げます。

これより令和4年第4回環境審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、委員の皆様には御出席をいただき御礼申し上げます。令和4年第4回の環境審議会ということで、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

当環境審議会においては、新型コロナウイルス感染症予防に万全を期すため、Z o o mを原則としたハイブリッドでの開催とさせていただいております。何とぞ御協力をお願いいたします。

Z o o mでの会議進行について、今回も委員の皆様事前に注意事項を6点ほど御案内させていただきます。まず1点目、御自身の発言時以外はミュートに設定していただきますようお願いいたします。2点目、発言する際は、手をカメラから見えるように挙げていただくか、手を挙げるボタンを表示し、司会から指名された後にミュートを解除して発言してください。なお、Z o o mにはチャット機能がありますが、会議の運営上、チャットでの発言内容は議事録には記録いたしません。加えて、二子玉川分庁舎大会議室では大型モニターに画像を映しておりますため、細かい文字は判読が困難ですので、御配慮をお願いいたします。3点目、発言する際は、最初に御自分のお名前をおっしゃってください。4点目、通信上のトラブル等がございましたら、さきに御案内しました事務局の携帯電話に御連絡ください。5点目、録画、録音やスクリーンショットなどは御遠慮ください。6点目、通信状況により一部の音声聞き取りづらくなる場合もございます。ヘッドフォン等を御使用いただくと比較的聞き取りやすくなるようですので、お持ちであれば機器の接続をお願いいたします。

本日は、○○委員、○○委員、○○委員、○○委員から、あらかじめ御欠席の連絡をいただいております。

現時点で、審議会委員14名のうち10名の御出席により、審議会の定足数の過半数は満たしておりますことを御報告させていただきます。また、○○委員は11時までの御参加の予定と伺っております。なお、○○会長、○○委員のお二人と、副区長、環境政策部長、環境計画課長は二子玉川分庁舎大会議室より参加し、ほかの委員及び区側出席者はオンラインでの参加となっております。

それでは、傍聴について御報告いたします。

本日は12名の方がオンラインで傍聴されております。世田谷区環境審議会の会議の公開に関する取扱要綱では傍聴人数を10名以内と定めておりますが、全員の方がオンライン傍聴であるため、会議運営等に影響はないと考えられることから、全員について傍聴者として決定いたしました。

本審議会は、世田谷区附属機関の設置運営に関する要綱、世田谷区環境審議会の会議の公開に関する取扱要綱により、次の2つの場合を除き原則公開となっております。1点目、取り扱う情報が世田谷区情報公開条例第7条に該当するとき。2点目、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるとき。今後も、審議会開催の都度、審議会の開催及び傍聴について世田谷区のホームページや区の広報紙で周知、御案内をしておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、事務局より配付資料の確認をいたします。

○環境計画課長 皆様、おはようございます。環境計画課長の〇〇でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、次第でございます。ここで1点訂正がございます、3. その他の次回日程の御案内で、候補日の令和「4年」を「5年」に直していただけますでしょうか。申し訳ございませんでした。続きまして委員名簿がございます。続きまして「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」の見直しについて、審議資料1として次第がございます。審議資料1-1から審議資料1-7、参考資料がついております。続きまして、環境配慮制度における評価算定書の改定について、審議資料2として次第がございます、審議資料2-1から2-5、参考資料2-1から2-5がございます。引き続きまして、開発事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況についてが報告資料1でございます。続きまして、「EC〇ステップせたがや」令和3年度の実績結果について、報告資料2でございます。以上でございますが、足りない方はいらっしゃいますでしょうか。

○環境政策部長 ありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして、副区長から御挨拶を申し上げます。〇〇副区長、お願いたします。

○副区長 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

第14期の環境審議会も本日で最終回の予定でございます。〇〇会長はじめ皆様には、この2年間、まさにコロナ禍でしたけれども、熱心に御議論いただきまして、改めて感謝申し上げます。

世田谷区地球温暖化対策地域推進計画の見直しにつきましては、これまでいろいろな御意見をいただきながらブラッシュアップ等を重ねて、来年度以降の具体的な施策へつなげていくためのビジョン、重点施策等が固まってきたものと感じてございます。本審議会で御意見のありました廃プラスチックの処理方法等につきましても、今年8月に清掃・リサイクル審議会に諮問いたしまして、専門的な見地から審議を進めていただいているところです。

また、環境配慮制度における評価算定書の改定におきましては、十分な審議の時間が持てない中での整理となり、大変恐縮ではありますが、こちらでも脱炭素に向けての重要な施策の一つですので、率直な御意見をいただければと思います。

また、先般、環境省では、新たな取組みとして、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動と称しまして、国と自治体、企業が一体となって取り組む官民連携協議会を立ち上げたところです。本区もこの趣旨に賛同し、10月25日に行われました協議会の発足式に区長が参加いたしました。その中でショートスピーチの時間が与えられまして、本区からは自治体間連携の取組みについて紹介をしたところです。この運動を契機として国全体の機運が高まり、脱炭素につながる施策が加速することを期待してございます。

環境に関する行政課題はまだ山積しておりますけれども、区では、今後とも気候危機対策に高い危機感を持って、庁内一丸となって取り組んでまいりますので、皆様にはこれからも様々な場面でご支援、ご協力をお願いしたいと思います。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

○環境政策部長 ありがとうございます。

それでは、ここから会長に進行をお願いいたしたいと存じます。会長、議事進行よろしく願いいたします。

○会長 それでは、10時10分でございますけれども、これから令和4年第4回の審議会を開催したいと思います。

まず、手続事項でありますけれども、議事録の署名人ということで、持ち回りですが、今回、〇〇委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。私とでサインをさせていただきます。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。今も御説明がございましたけれども、審議して答申しなければいけない事項が2件、報告事項が2件ございます。報告といっても聞きっ放しだとあまり意味がないので、御意見、御質問等があれば当然言っていた

だきたいということで、相変わらず盛りだくさんでございます。議事進行上、最初の諮問答申事項の「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」の見直しについて60分程度、次の建築物の環境配慮制度の評価算定書の改定につきまして30分ぐらい、そのほかありますので合わせて2時間弱とっております。先ほど副区長さんから御挨拶のとおり、今回、最後の審議になりますので、御意見を余すところなく述べていただきたいと思います。

早速ですけれども、〇〇課長から、今たくさんあった資料を簡潔に御説明を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

○環境計画課長 よろしくお願ひします。それでは、私から審議資料の御説明をさせていただきます。

まず、お手持ちの審議資料1-1を御覧ください。本日のテーマでございますが、下の「今回」のところで、計画案の審議でございます。

裏面を御覧ください。本日重点的に御審議いただきたい内容は記載の3点でございます。(1)のめざす将来像については、前回から引き続きの御議論でございます。

(2)重点施策につきましては、7月の審議会以降、区役所内にて検討し、総花的になっていた施策を、重点施策として先行して取り組む施策を取りまとめました。

(3)の脱炭素先行地域の検討についてでございますが、本編の66ページのコラムにも載せてございますが、今後の新たな施策の芽出しとして、住宅地である世田谷区らしいものがつくれないかを検討していきたいと考えております。以上、本日御審議いただきたい項目でございます。

引き続きまして、審議資料1-2を御覧ください。1の主旨から3の法的根拠につきましては説明を割愛させていただきます。

恐れ入ります、2ページを御覧ください。4の検討体制でございます。(3)区民意見の聴取に記載のとおり、区民説明会を9月7日に開催し、その後、区民意見募集を実施いたしました。これらの結果につきましては後ほど御報告いたします。

5の改定案についても後ほど御説明いたします。

6の今後のスケジュールでございます。本日、計画案の内容について御議論いただき、12月に審議会から答申をいただく予定となっております。それを踏まえて区役所内にて検討し、翌年2月に計画案を区議会に報告し、3月に決定という流れを予定しております。

続きまして、審議資料1-3を御覧ください。計画素案から計画案への主な変更点の一覧でございます。7月の審議会以降、委員の皆様には8月31日時点で素案を送付させてい

ただきまして、変更箇所を共有させていただきました。資料の色つき網かけのナンバーはその時点で変更済みの箇所、網かけのない白いナンバーがさらにそれ以降に変更した箇所でございます。

主な変更点を御説明いたします。No.9の「野心的な目標」を2013年度比「60%削減」から「66%削減」に変更いたしました。このたびの区民意見募集などで削減目標を65%以上に上げてほしいという御意見を多数いただいたことを受け、国の2030年度の家庭部門の削減目標値である66%に合わせ、設定いたしました。

次にNo.29、重点施策を追加いたしました。住まい・建物、車、廃棄物、みどり、行動支援の5つの項目を挙げ、重点的に取り組む施策を整理いたしました。詳細につきましては、この後、各担当課長から内容について御説明させていただきます。

審議資料1-4、審議資料1-5でございます。計画案の概要版及び計画案の本編でございます。計画素案からの変更点につきましては、先ほどの審議資料1-3の内容のとおりでございます。

引き続きまして、審議資料1-6を御覧ください。9月7日に実施いたしました区民説明会の実施結果となります。

29名の方に御参加いただき、区から計画素案についての説明と、素案に対しての政策提案や質疑応答を行いました。

4の当日挙げられた主な意見につきましては、区民の参画、協働に関して、気候市民会議を開催してほしいという御意見や、削減目標に関して、さらに高い目標を掲げるべきといった御意見が挙げられました。また、施策や取組みに関しても、様々な御意見、御提案がありました。当日は区側からも区長、副区長はじめ関係所管の部長級職員が出席し、意見交換や、質疑についてお答えさせていただきました。

続きまして、審議資料1-7を御覧ください。9月15日から10月6日にかけて実施した素案に対する区民意見募集の結果概要でございます。

2の意見提出人数のとおり、39名の方から御意見を提出いただきました。

また、3の意見件数につきましては、合計で123件となっております。意見の内訳については表のとおり、計画素案第3章の計画の目標と第4章の対策・施策に対する御意見を多数いただきました。特に計画目標に掲げた2030年度までの中期目標に対して、さらに数値を上げてほしいという趣旨の御意見が多数寄せられました。

4の主な意見では、こうした計画目標に関する意見のほか、区の対策や施策に関して、

エネルギーや住宅・建物、みどり、ごみ減量・資源循環などに関する多くの意見をいただいております。全ての御意見に対して区の考え方を付した一覧をまとめ、来年2月に区民の方々に公表させていただく予定でございます。

まず私からの説明は以上でございます。続きまして、各担当課長から重点施策の説明をさせていただきます。

審議資料1-5の75ページを御覧ください。本日、重点施策2の車のところの公用車のZEV化の担当課長である経理課長が途中退席させていただき都合上、先にこの内容について御説明させていただき、御質疑を受けたいと思います。それでは〇〇課長、御説明をお願いいたします。

〇経理課長 経理課長の〇〇です。ありがとうございます。それでは御説明いたします。

ただいまの推進計画案の76ページ、重点2、車の一番下、公用車のZEV化の項目を御覧ください。

区では、この10月末に公用車の管理運営に係る基本方針を新たに策定いたしまして、本庁舎等の整備を契機に、より効率的、効果的な活用を図り、総量を抑制するとともに、財政負担の平準化を図りながら、老朽化が進行する公用車の確実な更新とZEV化を図るため、特殊車両を除き、従来の所有方式からリース方式に切り替えることとしております。具体的には、現在、区が所有しております貨物車、乗用車220台あまりについて、来年7月に基本的に全てリースに切り替えまして、本庁舎等整備が完了する令和9年度、2027年度にかけて、リースに附帯する車両予約システムの導入による共有化の促進、一方、タクシーや電動アシスト自転車の利用拡大等を図って、段階的に全体の2割相当を削減しながら、順次、車両を更新していきたいと考えております。その際、災害時に優先活動するものを除いてZEV化を図る計画でございます。

区の利用する車両につきましては軽の貨物車が多くを占めておりますけれども、今後の各メーカーのEV等の販売動向も注視しながら、リースの利点を生かして効果的な切り替えを進めたいと考えております。説明は以上でございます。

〇会長 ここで一旦、質問とか御意見があれば承りたいと思います。

では、私からですけれども、ここは「ZEV化」と書いていますけれども、今のお話を聞いているとEV化のことですよね。ほかのZEVは考えていらっしやらないですよね。

〇経理課長 今、一応EV中心ではあるんですけれども、いわゆるPHEVですね、災害時に特に有効というところもありますので、こちらの活用も併用して考えております。

○会長 分かりました。経理課長さんに聞くのもしのびないので、もしかしたら環境のほうでお答えいただければいいのかもしれませんが、HVはどうなんですか。世界的にはそれはやめよう、それではだめだという流れもありますけれども。PHEVは、おっしゃるように、電気で走れるのが相当長いですが、それはどんな感じなんですか。東京都のZEVというのは、ハイブリッドは入っているんですか。

○環境計画課長 入っています。

○会長 今まだ入っている。世田谷区としては、そこは今、PHVとEVということですか。

○経理課長 こちらでZEVとさせていただいているのは、この計画書にも定義がございますとおり、EV、PHV、それからFCV、こちらをZEVの範囲としております。

○会長 では、後で文章を整理したほうがいいかもしれませんね。ハイブリッドも入っていて「等」がついていて、柱書きの範囲と公用車のZEV化のところが一致していないので、何か分かりやすく書いていただければ。どうせ後で行政計画みたいなものをつくってアピールされるのかもしれませんが、これだけが生き残るのだと、ちょっと文章の整理、定義の整理が要るかもしれません。

ほかに何かございますか。

それでは経理課長さん、お忙しい中ありがとうございました。

○経理課長 御配慮いただき、ありがとうございました。すみません、失礼いたします。

○会長 定義の話なので、後でまた整理を。

○環境計画課長 はい。

○会長 引き続き、ほかの課長さん、お願いします。

○環境計画課長 ○○課長、どうもありがとうございました。

引き続きまして、○○課長から順番に御説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○環境・エネルギー施策推進課長 環境・エネルギー施策推進課の○○です。重点1の住まい・建物の中の環境に配慮した住宅の推進について御説明いたします。

国では省エネ法を通じた省エネ基準の設定で進めておりまして、東京都では、減らす・創る・貯める（HTT）の観点からのエネルギーの様々な効率化、脱炭素化、有効活用ということで推進しているところですが、世田谷区では、既存の住宅・建物を中心として、これまで省エネルギー、再生可能エネルギーの利用を促進してきました。今後につきましては、今ある環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金についてもメニューを新たに

見直して拡充するなどの取組みで、区全体のCO₂排出量を減らすための機器設置を支援していきたいと考えております。

○環境計画課長 続きまして、○○課長、お願いします。

○公共施設マネジメント課長 公共施設マネジメント課の○○でございます。私からは、重点1の公共施設のZEBの推進ということで御説明をさせていただきたいと思っております。

私ども、今まで、公共施設についてはエネルギーの指針とかで建物の省エネ化とかを進めてきたんですけれども、今後、国とかでもZEBというものが推進されてきてございますので、令和4年度から、世田谷区の公共施設のZEBでどこを目指していくのかを、今、検討しているところでございます。

こちらに書かせていただいておりますように、それでZEBの指針というものを世田谷区で策定いたしまして、公共建築物の設計とか認証の手続を工事の際に支援したり、また、建て替えをしなくても中長期的な改修、保全計画というのはやっておりますので、ZEBに至らないものについても、CO₂削減の手法は様々あると考えておりますので、これを提案しながらCO₂削減を支援していくというふうに考えております。

また、世田谷区は公共施設等総合管理計画というものを持っておりまして、これが世田谷区の基本計画に合わせて改定する予定になっておりますので、公共施設のZEB化の整備の内容とか、当然環境にはお金がかかってくるということがございますので、そういった費用等の位置づけを今後検討してまいりたいと考えております。

○環境計画課長 どうもありがとうございました。

すみません皆様、先ほど会長から御質問がありましたハイブリッド車の話でございますが、資料の116ページを御覧ください。すみません、私、先ほど間違えました。ハイブリッド車のくくりとしては次世代自動車の区分けになるようでございますので、そちらを御覧ください。

それでは○○課長、ZEVの普及、利用の促進の御説明をお願いいたします。

○環境・エネルギー施策推進課長 環境・エネルギー施策推進課長より、重点2の車のZEVの普及、利用の促進について御説明いたします。

これは区としても重点的に進めていきたいということで挙げさせていただいておりますが、区有施設でのEVの公共用急速充電器の設置ということで、今、5地域に1か所ずつの設置を目指しているところでございます。具体的に言いますと、砧地域の大蔵第二運動場のところに、まずは1か所設置したいということで進めております。

また、移動式水素ステーションの運用ですが、こちらは砧の清掃工場の中で、移動式の水素ステーションを、今、活用しております。これにつきまして、来年度以降も継続して進めていきたいと考えております。

○環境計画課長 ありがとうございます。

続きまして、〇〇課長、重点3の廃棄物の御説明をお願いいたします。

○清掃・リサイクル部事業課長 清掃・リサイクル部事業課長の〇〇です。では、私のほうから、重点施策3の廃棄物の関係の説明をさせていただきます。

資料は77ページになります。まず、清掃の関係でいきますと、まさしく区民が日々の暮らしの中でごみ減量を図ることにより、ごみの処理に係る温室効果ガス削減につながっていくものと考えております。77ページに記載のとおり、廃棄物の発生抑制、資源や製品等の再使用、再生利用などにより資源循環をさらに促進していくところでございます。

具体的な内容といたしましては3つ記載をしております。区民・事業者の2R（リデュース、リユース）行動の促進といたしまして、区民、事業者に不用品な「もの」を出さない暮らしや事業活動への転換などを働きかけるほか、引き続きさらなる分別や排出ルールの徹底により、リサイクル可能な資源を有効活用し、資源の循環に取り組んでまいります。

また、食品ロスの削減といたしましては、本年7月に食品ロスの削減推進計画を策定しております。そちらに基づき、フードドライブの実施や、せたがやエコフレンドリーショップの登録店舗拡大など様々な取組みを進めてまいります。

そして3つ目、プラスチック使用製品の分別回収の検討になりますけれども、冒頭、副区長の御挨拶の中にもありましたとおり、8月より清掃・リサイクル審議会での審議が始められております。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律がこの4月に施行されたのを踏まえまして、家庭から排出される使用済プラスチック使用製品の分別収集、再商品化のあり方について検討を現在進めているところでございます。

なお、こちらの重点で示しております具体的内容の3点につきましては、56ページの区民の取組み支援、あるいは61ページの事業者の取組み支援、それぞれ脱炭素型ライフスタイルあるいはビジネススタイルへの転換促進の取組みとしても明記しているところでございます。説明は以上になります。

○環境計画課長 ありがとうございます。

続きまして、4のみどりを〇〇課長、御説明をお願いいたします。

○みどり政策課長 みどり政策課長の〇〇です。私からは、重点施策4のみどり、グリー

ンインフラの活用促進について御説明させていただきます。

みどりにつきましては、気候変動対策全体で様々な効果があるということで取組みを進めていきたいと考えてございますけれども、重点といたしましては、激甚化する水害等への適応策といたしまして、みどりが持つ雨水の貯留や浸透、流出抑制、水質浄化、地下水涵養など様々な機能を活かすグリーンインフラの取組みについて推進していくということで記載させていただいております。

具体的には、1点目、グリーンインフラに係る補助制度の拡大といたしまして、民有地におけるグリーンインフラ推進のため、緑化に関わる各種助成制度について、より使いやすい制度への検討を進めてまいりたいと考えてございます。現在でも、シンボルツリーとか民有地における様々な助成制度の運用を図っているところでございますが、例えば対象範囲の拡大とか、助成メニューをもう少し使いやすいものに拡充していくなどについて検討してまいります。

もう1点は、みどりなどの自然の持つ様々な機能を有効に活用するグリーンインフラの促進といたしまして、公園などの整備、改修の機会、道路も含めて捉えまして、グリーンインフラの考えに基づく施設整備について取り組んでまいりたいと考えてございます。

○環境計画課長 ありがとうございます。

それでは最後に、重点5の行動支援について、〇〇課長、御説明をお願いします。

○環境・エネルギー施策推進課長 環境・エネルギー施策推進課長より、重点5の行動支援について御説明いたします。

こちらは国や東京都の動きに合わせまして、地球温暖化に対する一人一人の理解と行動変容ということで、区民、事業者の行動促進、次世代の人材育成に取り組んでいるところでございます。4つ挙げてございます。

1つが省エネポイントアクションの拡充ということで、省エネに取り組んだ区民に対しまして、今、商品券をお配りするような事業をしておりますが、それにつきましては、昨今の節電の取組み、電力の逼迫などにおきまして、大変区民の関心も高くなってきているところでございます。この事業に関しましては、今後さらに新たなコースを新設するなど事業の拡大をしていきたいと考えております。

次に、2番目のせたがや版R E 100の普及促進です。こちらは、世田谷区としまして再生可能エネルギーを利用することで、世田谷区全体の再エネの利用を進める取組みとしております。公募でせたがや版R E 100のロゴマークを選定しておりますけれども、これを

様々な啓発物品に使用するなどしまして、普及を促進してまいりたいと考えております。この賛同者につきましては、個人、企業、団体で合わせて294の賛同者を得ておりまして、日々こういった賛同が増えてきている状態にあります。

続きまして3点目、再生可能エネルギー電力の購入の普及促進です。こちらも世田谷区役所の主に公共施設を中心として再生可能エネルギーの利用を進めているところでございますが、また、副区長の挨拶にもありました自治体間連携によりまして、区民、事業者に再生可能エネルギーを提供するとしておりますけれども、これにつきましても、電力契約においての再生可能エネルギーの導入を進めてまいりたいと考えております。

最後に、次世代の人材育成ですが、こちらは、今年度2回目となります若者環境フォーラム、それから、初めての開催となりました環境デーといったリアルイベントもしてございまして、特に若者による情報発信、団体交流を促進してまいりたいと考えております。また、新たな取組みとして、学校、個人が取り組む活動を支援し、発表する場を提供することで、さらに相乗効果といいますか、大きな輪となっていくような取組みをしていきたいと考えております。

○環境計画課長 どうもありがとうございました。

御説明は以上でございます。ここで〇〇会長に進行をお返しいたします。よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。それでは、30分ぐらい審議ができると思います。最終的な審議ということなのでどしどし意見を賜りたいんですが、前回と変わったところは、先ほどありましたけれども、審議資料1-3に白抜きで書いてあるのが特に新しいところで、それから、特に重点施策はよく書き込んだので見てほしいということのようでございます。それ以外も、最後ですから全体について御意見を承りたいと思います。何からでも結構です。

当ててはいけないのかもしれませんが、〇〇さん、手を挙げていただいておりますので遠慮なく。

○委員 〇〇でございます。環境に配慮した住宅の推進という部分ですが、これは東京都のほうでも、この前、何か発表したようでございますが、世田谷区としてはどこまで応援できるのかというのがよく分かっていないので、これは本当に進められるかなど。既存の建物を改造するには相当の費用がかかりますので、どのくらいの範囲で支援していただけるのかちょっと聞きたいなと思って、この支援しますという部分が聞きたいと思うので、

お願いしたいと思います。

○会長 すみません、割って入って恐縮ですが、もう1点、〇〇さんが始まる前におっしゃっていた、横文字、片仮名が多くて分からないというところ、言っていただくとありがたいと思いますが、聞いていてどうでしたか。私もさっきのZ E Vのところはかなり引っかけましたが、Z E VもZ E Hも。

○委員 そうですね、この3文字が何を意味しているのか、あまりよく分からないんです。Z E V推進、これは何か、よくは分かっていないんですが。

○会長 Zero Emission Vehicleの略なんですけれども、分かりました。取りあえず〇〇課長に質問ということですので、一問一答でよろしいですか。〇〇さん、お願いします。

○環境・エネルギー施策推進課長 まず、既存の住宅に対してどれぐらいの改修が見込めるのかという質問だと思いますけれども、現在、区で進めている環境配慮型住宅リノベーション推進事業の補助につきましては、令和3年度実績でいいますと、申請件数が526件ありました。予算で申し上げますと大体5000万弱といった実績でやっております。今年度につきましては、予算をまた確保しまして、5880万円ということで執行しております。順調に申請件数が伸びておりまして、今年度も500件ぐらいは行くかなと見込んでおります。ただ、全体で90万区民の既存の住宅となりますと、その中の500件ということになりますので、まだまだ道半ばなのかなということで、より一層PRとともに、この事業自体も拡大していきたいと考えております。

○委員 すみません、東京都と区の補助で工事費の何%まで支援してもらえるのか。工事費が仮に500万と見積りで出たとしますね。そのうちの何%まで補助が利くのでしょうか。

○会長 補助率についての質問です。

○環境・エネルギー施策推進課長 補助金につきましては、これは区の単費でやっておりますので、国や都の補助を入れているものではございません。

○会長 いえ、その区の単費の補助率はどのぐらいですか。

○環境・エネルギー施策推進課長 区の単費の補助率は工事のメニューによって変わってくるのですが、例えば外壁等の断熱改修であれば工事経費の10%で上限が40万円、太陽光発電システム、太陽光パネルの設置ですと同じく10%で上限が30万円、窓の断熱だと20%で上限が20万円という形で設定しております。

○委員 早くてよくわからなかったのですが、後で結構です。

○会長 さっきの予算総額を補助件数で割ると、目の子で計算すると平均10万ぐらいですね。ただ、1個ずつだと上限がもうちょっと高いのがあるということだと。

○委員 1割といたしますかね。分かりました。

○会長 ありがとうございます。今みたいなお話で、ここは今後の予算措置とかがありますので議会の御意見もあるわけで、なかなか書きにくいのでしょうかけれども、例えば78ページでありましたけれども、新たなコースを拡充するようなこととか、再生可能エネルギー電力の契約の導入を進めますと。契約するのは民間の方というか一般の方ですが、どうやって導入を進めるのかとか、本当は具体的なことがもう少し書いてあるといいのでしょうか、議会もあってなかなか書きにくいこともあると想像しますけれども、もしまだチャンスがあれば、今みたいなお話がありますから、なるべく具体的に書いていただいたほうがいいと思います。

ほかに御質問、御意見ございますか。まだ時間はございますので遠慮なく。

○委員 ○○でございます。よろしく願いいたします。重点2の車のことで聞きたいんですが、ZEVの普及、利用の促進というところですが、これは私が審議会委員になってからずっと、あまり変わっていないんじゃないかなと思うんです。例えば水素ステーションは砧のところは1か所、ずっと置きっ放しだし、何かそんな雰囲気があって、どうなんでしょう。これは私の印象だけでしょうか。質問です。

○会長 どんなゼロエミッションビークルが増えているかと、それから、その施策が本当に進んでいるのということだと思います。

○環境・エネルギー施策推進課長 まず、移動式水素ステーションですけれども、これは確かにこれまで設置してからずっと移動式ということで、定置型がなかなかできない状態で置いてあります。平成29年からずっと置いたものでそのままやっている状態になります。区としましても、水素カーを普及させるためにも、インフラとして区内に水素ステーションを持っておきたいという思いはあるんですけれども、なかなか場所が確保できずに、これまで何度もいろいろな検討とか研究はしてきたところなんですけれども、定置型は設置できていない状況になります。

ただ、周辺を見ますと、○○のガスステーションに併設した形なのか、ちょっと川向こうになるんですけれども、川崎側のほうの○○で定置型ができたり、周辺でいうと大田区だったか杉並区だったか、そういったところにもできているような状況がありまして、今後も何か機会があれば、やはり場所が見つかればなんですけれども、設置していきたいと

いう思いはあるところでございます。

また、EVの公共用急速充電器につきましては、区としてこれまであまり積極的に動いていなかったところかと思うんですけれども、今年度から5地域に1か所ということで動き始めて、目指しているところでございます。ただ、半導体不足の世界的な動きなどもありまして、設置に向けてはなかなか難航しているところなんですけど、これも進めていきたいということで記載をしております。

○会長 ○○部長、補足で。

○環境政策部長 移動式水素ステーションの補足をさせていただきますと、開設当時は週1回ということで運用しておりましたけれども、徐々にFCVを利用される方も増えてきて、充填する回数が増えてきたということで、現在は週3回、水素ステーションを開設するというので、場所は1か所なんですけれども、活用は増えてきているということを補足させていただきます。ありがとうございます。

○委員 普及とか促進という言葉が書いてある以上、前へ前へ進んでいかないといけないと思うんですが、予算の措置とか、そういうものは充実してきているんでしょうか。

○環境・エネルギー施策推進課長 この水素ステーションの設置につきましては、区はまず設置したところで設置費用を支払いしておりますけれども、運用に関しては清掃工場に場所を借りて民間事業者がやっておりますので、費用としてはかかっていない事業になります。

○委員 急速充電の機器なんかは、例えば公園だとかいろんなところにつけていく可能性があると思うんですけれども、それは増えていくように進めているんでしょうか。

○環境・エネルギー施策推進課長 ありがとうございます。急速充電器につきましては、今、5地域で1か所ずつということで公園も含めて検討しているところで、今後も設置可能な場所を区の施設内で事前調査してありまして、できるところから進めていきたいと考えております。

○委員 書く以上はやっぱり進めていかないといけないので、具体策がないといけないのかなと思っております。

○会長 すみません、私からで申し訳ないですけれども、今回の計画は積み上げてつくってなくて、先ほども御説明がありましたけれども、計算できる削減量、これも私、かねてより少し過大に積算しているんじゃないのと疑ってはいるんですが、それをさらに背伸びして書いていますので、やっぱり施策が積み上がっていない、ついてきていないという

ことがすごく危惧されるところです。今、〇〇さんがおっしゃったように、ちゃんと政策の裏打ちをしていくというのが大きな課題で、副区長さんもいらっしゃいますが、ぜひ財政当局、それから議会対策をきっちりして、予算の確保をしていただきたいと思います。副区長さん、決意表明をどうぞ。

○副区長 予算の問題ですけれども、今、〇〇さんがおっしゃったように、毎年、単年度で予算の査定というか積み上げをするのはなかなか大変だということで、財政当局の意見で基金を、今年4月に気候危機対策基金というのをつくりました。今4億円積んでいまして、森林環境譲与税という、全国から森林保護のために税金を上乗せしてあるんですが、その交付金も活用しながら基金を上乗せしていこうということで、先ほどの急速充電器の設置とかは、年度途中でいいところが見つかれば設置したいということでは、基金があればちょっと機動的にできるかなと思っていますので、あまり絵に描いた餅にならないように頑張っていきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。ちょっと私からで恐縮ですけれども、計画本文の96ページ、運輸部門、自動車EV化、区が独自で追加し実施する対策の効果ということで、ここに5万トンほど積んであります。きっとこの根拠もあると思うんですけれども、そういうのはぜひ実行しないと隙間ができちゃうということですので、こういうのをKPIといいますか、見張っていく管理の指標として見ていくと、お金が足りなかったということにならずにいくのかなと思います。かなり背伸びして積んでありますので。

5万トンというのはEV何台とかありますか。分かりませんか。きっと何か根拠がありますよね。まあ、いいでしょう。

ほかに御意見どうぞ。

○委員 〇〇です。よろしくお願いいたします。今回、地球温暖化対策地域推進計画ということで、方向性としては、その発生量を削減していこうというのが、例えば概要版ですと4ページに、このぐらいの数字を削減していきたいということで方向性をお示しされている。それぞれの施策としてどうやって削減していくかということで、削減につながる施策、取組みをいろいろ挙げていただいていると理解をしています。

その中で、説明をもう少し足したほうがいいんじゃないかと思うのが、例えば審議資料1-3のNo.24、今回追加された白抜きで、施策V-1でヒートアイランド対策とか豪雨対策とかが追加されました。概要版の7ページ辺りですと③気候変動への適応でいろいろな取組みが、熱中症対策とか感染症予防とか挙げられているんですけれども、この辺りは、

気候変動対策の推進とか温室効果ガスの削減量の数字に直接関係してくるものではないと思いますので、少し文言を足さないと、何かちょっと座りが悪い、分かりにくいかなという印象を受けました。

○環境計画課長 すみません、豪雨対策の〇〇参事、少し御説明をしていただけますでしょうか。

○豪雨対策推進担当参事 豪雨対策の〇〇です。おっしゃるとおりで、豪雨対策といたしましては、こちらの重点施策の中で気候変動への適応策ということで入れさせていただいております。No.24を今回追加させていただいたのは、グリーンインフラ自体、知らない方がまだまだいらっしゃるということで、グリーンインフラの普及ということで今回改めて挙げさせていただいております。内容については、どうやって普及していけばいいのかも含めて考えていければと思います。

○会長 すみません、御質問の点は、グリーンインフラとかヒートアイランド対策、豪雨対策というのはどちらかというところと被害の防止で、温暖化対策そのもの、CO₂が減る対策ではないので座りが悪いんじゃないかという御指摘だったと思うんです。しかし、見出しの施策の柱Vは全体が地球温暖化適応策の推進となっていますので、分類的にはそんなにおかしくないんじゃないかなと個人的には思うんですが、その辺、〇〇委員、どうでしょうか。適応策まで含めて温暖化対策推進計画を書くことになっていますので、そういう意味でCO₂が減らなくても、ごめんなさい、CO₂は減らすんですが、減らしたとしてもいろんな気候災害は増えていくので、それに対する対応策も取っておこうというのが今回の温暖化対策推進計画の内容だと思うんです。そういう意味で、ここにあるのは仕方がないかなとは思いますが。

○委員 今の御説明のとおり、確かにここにあるのは必要なことなんですけれども、例えば70ページ、71ページの文言を見ますと、水害を軽減するためにこういうことをやりますと、いろいろ表の中で出てきているんですね、例えば無電柱化だとか。それから、71ページのほうですと「区民の健康を守る対策として」という言葉で説明をされていて、そのところはもう少し言葉を足していく必要があるんじゃないかなと。今説明していただいたとおりだと思います。

○会長 分かりました。では、頭の柱書きのところ、「頻発する～」というのは、「温暖化対策、あるいはここである温室効果ガスの対策を進めたとしても、なお頻発することが予想される集中豪雨等々に関し、その害を軽減するため」というようなことで、温暖化対策

本体とこの適応策との関係を70ページへも書くことにしたらいいと思います。

ちなみに、24ページの計画の目的というところに2つ書いてありまして、温室効果ガスの排出量削減のための総合的な計画をつくるということと、もう一つは、気候変動適応法第12条に基づいて地域気候変動適応計画をつくるんだけれども、それを兼ねる計画としてこの計画はつくりますということを書いてあります。ちょっと役人言葉になっていますので、この辺も少し含めて説明したほうがいいのかと思います。分かりやすくなると思います。ありがとうございます。

ほかにございますか。あと7分ぐらいあります。

○委員 すみません、私も早く退出しなければいけないので発言したいと思ったんですけども、私の意見は世田谷区のめざす将来像のところ、私、この最初に出ているスローガンみたいなところの「豊かに暮らす」という言葉がすごくいいなと思っていて、温暖化対策では、私、建築が専門なので、建築でいうと断熱とか高气密化というのが省エネルギーの大前提であるんですけども、それをやると、単にCO₂排出を減らすだけではなくて、人々が住む環境がよくなる、室内の温熱環境が格段によくなるので人々の暮らしもよくなるし、事業所でそれをやれば事業の生産性も上がるとか、あと、特に高齢者が今後増えると思うんですけども、高齢者にとってはヒートショックが軽減されるので、健康寿命を延ばすことにつながるというふうに建築の分野では捉えているんですね。今言ったようなことが起こると、今よりもさらに豊かに暮らせるようになるのではないかと考えているんです。

今の案だと、めざす将来像は、今の良好な環境を次世代につなげていくという雰囲気が出ていると思うんですけども、ここに掲げられたいろんな対策を取ることで、より豊かな生活を実現できるんじゃないかと思っていて、私、今、建築の例で言いましたけれども、みどりに関しても同じことを言えると思うんですね。なので「より豊かな暮らしを実現していく」みたいな、そういう雰囲気を文章中に入れてもらえるといいかなと思いました。絶対にというわけではないんですけども、もしできれば、そういうすごくポジティブな目を将来像に入れていただけるといいかなと思います。

○会長 ありがとうございます。将来像のところは、今、「調整中」と書いてありまして、大いに審議会で議論していただくのがいいと思いますが、今のお話にすぐ答えるのではなくて、ほかにもこの将来像について御意見がある方はいらっしゃいますか。非常に分かりやすい話なので。

○委員 ○○です。今の御指摘、もっともだなと思っております。以前、私も指摘しましたけれども、やはり課題解決そのものが、いろんなものを同時解決していくとか、ドミノ型で変わっていくような見せ方もすごく重要なのかなと思います。それそのものが結果的に世田谷区の豊かな社会をつくっていくことなんだという、そんな文言も検討いただければと思います。

○会長 この件でほかに御意見ありますか。38ページのところです。

38ページのこの文章を書くことによって、世田谷区のほかの計画、例えば基本計画とかを今審議されていらっしゃるんですね、つまり温暖化対策の効果としてこういうことは役立つんですけども、でも、温暖化対策だけで豊かなまちになるわけではないので、ほかの計画でも引き受けていただかないといけないと思うんですけども、その辺はどんな具合ですか。何か御存じのことはありますか。つまり、ここにそういうことを書いてもらうと、ほかの部分でも区の計画が変わるんですよと言っただくと、今みたいな意見を言っただけでよかったなということになるわけでありまして、どういう効果があるのかというのが私の質問です。いや、必ず役に立ちますとか言ってくれないと困っちゃうんですけどもね。せっかく議論しても意味がない。作文になっちゃいますから。

○環境計画課長 ほかの計画との整合となるとちょっと難しいんですが、まずこの中では、今、○○先生に言っていただいたような、少しポジティブに書き加えるというのはありかなと考えております。あと、ほかの計画との絡みでいきますと、この温対計画が出来上がることによって、次のほかの計画に影響してくるのではないかと。逆に言うと影響させていかなきゃいけない、そういうふうに考えております。計画の年次が、みんなスタートが一緒じゃないものですから、例えばうちのこの計画、めざす将来像を掲げることによって、これに少しでも賛同してくれるように、そういう意味合いを違った計画にも取り入れてもらうように働きかけていきたいと思っております。

○会長 ありがとうございます。では、意味があることなので、そうすると、この案の中にある「みどりで豊かに暮らす」じゃなくて、もっと御趣旨を入れれば「もっと豊かに暮らす」とか「ますます豊かに暮らす」とか書くことにはなりますが。

それともう一つ、本文の中の説明を見てみると、今おっしゃったような温暖化対策自身がいろんないい効果を持ってくるんだと。健康とか、それを踏まえ健康だったら病院に行かなくて済みますから豊かにもなるでしょうし、そういうようなことも含めて本文にも説明をもっと加えるべきということにもなるかと思っております。本文は幾らでもいじれると思

いますけれども、将来像自体に言葉を補っていくと長くなっちゃうところはありますが、これはどうしますか。「ますます豊かに」とか「もっと豊かに」と書きますか。

○委員 そうですね、どうしましょうか。私としては、どちらかというところ、この本文のほうに書き加えていただくイメージで今発言したんですけれども。

○会長 分かりました。では、将来像まではいいけれども、本文ではもうちょっと趣旨を分かるようにしてくれと。どうして豊かになるのかという回路を書いたほうがいいのかということですね。

○委員 はい、そうです。

○会長 ○○先生はどうですか。

○委員 それでよろしいかなと思います。○○さんの御指摘、ごもっともかなと思います。ありがとうございます。

○会長 それでは、文章は大体これで、しかし、中身でちゃんとそれを説明するということですね。ありがとうございます。

もうちょっと何かあれば言っていたきたいと思うんですけれども、ほかの御意見はございませんか。将来像を離れてどこでも結構です。

○副会長 副会長というか、一委員として。重点のほうの話で、76ページです。さっき住宅の話もありましたけれども、大きな丸が2つあって、上側は「住宅」というキーワードが見出しに入っていて、文章とすると「区民が所有する住宅」という表現になっているんですね。もう1個のほうの黒丸は「公共施設」となっていて、要するに、民間事業者のオフィスとか商業系の建物においても、そういう環境に配慮したつくりが必要なのではないかというニュアンスがこの辺りで伝わりにくい。多分それが大事な部分だと思うんですけれども、それがどこかほかのところで書いてあるのかどうかちょっと気になりました。というのは、重点4のみどりのほうでもそういう建物系の話は出てきていないので、そこら辺はちょっと書き方を工夫されたほうがいいのかというのの一つです。

それともう1個は、隣の77ページの重点4なんですけれども、大きな丸が2つあって下側ですが、やっぱりグリーンインフラというところどうも作り出す系にイメージが寄りがちなんですけれども、例えばこれは「グリーンインフラの促進」という見出しになっているんですが、「グリーンインフラの保全と創出」というか、要するに文章の書き出しのところも「公園などの整備、改修」の前に「樹木、農地等の保全とともに公園などの整備」みたいな。要するに、いわゆる既存のみどりも大事なグリーンインフラの一つだと。そうい

うみどりの空間をインフラ化していくというのが多分グリーンインフラの本質じゃないかなという気もしていて、まず保全していくというところがもっと明快に出てきてもいいのかなという気がしました。以上2点です。御回答いただかなくても、今後検討ということで結構です。

○会長 では、事業系の建物、既存住宅の省エネ化、断熱化等々の支援はどうするのかということと、グリーンインフラは当然ですが既存のみどりも活用する、守っていくということだと思いますが、うなずいていらっしゃるので、みんなそれぞれいいんでしょうね。文章を書き加えることが必要であれば、書き加えていただきたいと思います。

○委員 78ページ、私、ずっと気になっているんですが、次世代の人材育成は確かに重要ですけども、結果的に我々、ライフスタイルを選択して新しいものをつくっていったときに、やはり中高年の我々そのものの行動変容が求められているわけですね。そういうようなターゲットに対する施策が一個もないなという印象を得ています。コメントですので、ぜひ若者以外のターゲットに対する行動変容に関する施策を御検討いただければと思います。

○会長 ありがとうございます。そうですね。若者のせいにして、大人というか、中高年がサボっちゃいけないですね。当然ですね。

ほかにございますか。

時間がそろそろなんですけど、もしよろしければ一旦締めたいと思います。まず、言葉の整理みたいなものは、今回が最後の機会なので、御意見があったところは事務局とよく相談して、少しでも区民の方が理解しやすい、また、役に立つ計画になるようにしなきゃと改めて思いました。横文字が多いこととか、ちょっと抽象的になっていることとか、そういうところですよ。

あともう1個は、参考資料を配っていますが、答申の案が出ています。当然ですが、今まで一生懸命審議して、こういう計画の案をまとめたので答申しますと。今お手元にある資料ですね。計画をつくるのは区でございますので、区におかれては計画をつくってくださいと。実行に当たっての留意点を付言することができるし、また、すべきだと思います。

大変僭越ですけども、私が今日の議論を聞いていて思いましたのは、1番目は、当然ですが66%というような野心目標を立てていますので、政策が追いついていない。特に、今日もいっぱい御質問がありましたけれども、どうやって拡充するの、充実するのという

御意見があつて、これは答えがややしどろもどろに、どうしてもなっちゃうわけですね。それはそうです、背伸びしているんですから当然です。そこをきっちりと、新しいものも含めて今後の施策をやっていたきたいということは書かないといけないな、作りっ放しになっちゃうなと感じました。

あと、ほかの計画も含めてこの世田谷区の将来像をつくっていただかなきゃいけないので、温暖化対策だけができて、それでおしまいということではないということも、やっぱり言うっておかなきゃいけないかなと感じました。

それからあと、これは先ほど部長さんからもお話があり、副区長さんからもお話がありましたけれども、わざわざ区長さんがほかの自治体との交流、連携ということをおっしゃっていますけれども、この計画の中ではコラムがちょっとあつたりするだけ。私も随分それを申し上げていたんですが、あまり中身がなかったのかなとも思っておりますので、言う以上、こういうのもしっかりやってねということも言わなきゃいけないかなと。

それから、今、〇〇委員からありましたけれども、子どもや若者もちゃんとしてもらわなきゃいけませんけれども、中高年も含めて区民が本当に行動変容して参加するのか。そういうふうにさせていかないとというのはちょっと失礼な言い方ですが、してもらわないといけないということで、そこも力を入れてねと。紙に書いただけでいいというものじゃないですね。区民の参加ということも書いていかなきゃいけないかなと思っております。

それから、当たり前ですけれども、作りっ放しにしないで、つくった以上ちゃんとやってねと。普通でいうP D C Aサイクル、そういうことも触れておかなきゃいけないかなと。今日の御議論を聞いていて、私としてはそんなことを感じました。

さらに何か。今、1、2、3、4と書いてあるけれども、私はたしか5つ言っちゃったんですね、すみません。もっと、6まであつてもいいと思うので、何かございますか。とにかく計画としては積み上がってなくて、かなり珍しいタイプの計画ですので、相当注文をつけておかないと、審議会はつくったけれども、できない計画をつくりましたということになっちゃうので。

〇委員 〇〇です。よろしくお願ひします。世田谷区のめざす将来像のところですが、こちらは環境審議会委員でつくっているのも環境にフォーカスしているのは分かるんですけれども、例えば「豊かに暮らす」のところでは先ほど健康についての話も出ましたが、このめざす将来像というのがもっと包括的であるならば、「健康的に豊かに暮らす」とかの形

になると思うんです。ここでの文言は環境計画課のみなのか、本当に世田谷区全体が目指す将来像なのか、区民として見たときに、ちょっと疑問に思いました。意見です。

○会長 ありがとうございます。私が申し上げたことと全く同じ御意見というか疑問でございまして、ここにそういうことを書いたら、温暖化対策以外でもそれを背負って、ちゃんと世の中を変えてくれるのかというのが大事なところで、ただ、一応副区長さん以下、特に課長さんに代表してお答えいただきましたけれども、必ずや影響していくということでございます。少し温暖化対策を超えたことかもしれませんが、温暖化対策を通じて実現すべく、そういうことはそちらのほうが大事ですから、それをここに書き込むということだと思いました。私がさっき付言して書いておくべきじゃないかと申し上げた2点目がそれだと思うんですね。ほかの計画でもしっかりと、この削減目標なり将来の環境像、将来像というのですか、それを実現するようにやってねということですね。ありがとうございます。御指摘のとおりだと思います。

ほかにございますか。

○委員 すみません、ちょっと感想みたいになってしまうんですけども、38ページのところでグリーンインフラの話とか、下のほうにちょっとしたイラストみたいなものがあるんですけども、特にグリーンインフラの話が私は結構日常的に気になっていて、皆さん御存じのように、下北沢の上部利用ができて、今年の7月に雨庭広場が完成したら、これがもうほぼ毎日、親子連れからいろいろな人たちがとてもたくさん利用しているんです。休みの日だと、お弁当を持って、皆さんハイキングのようにされているというのがあります。あと雨庭もあるし、いろんな使い方ができるということで、特に環境とか、あそこで実験されているいろんなことを言葉で言わなくても、皆さん体で感じてきていることが多いと思うんです。そういうものがもっと分かるような場所をもっとつくる。気持ちがいい場所であれば人々はたくさん来ますし、やはり何回も言葉で出ているウォーカブルという場所も、みどりがあるところはとてもたくさんの人たちが選んで歩いているというのがあると思うんです。それを、先ほど〇〇先生がおっしゃいましたようなコラムの場所でも、ちょっと見えやすくすると、文字だけではなくて、実際的にそういうところに行って触ってみることができるというのが分かるようになると、伝わりやすいのかしらと思ったりしました。ちょっと感想です。

○会長 分かりました。本当にそうですね。文章による納得じゃなくて体感する、体で納得すると、いろいろいいことがある。ちなみに、〇〇さんのおうちはずごくみどり豊か

で、すごく気持ちよさそうなおうちです。ありがとうございます。それはぜひ計画のブラッシュアップに使いたいと思います。

ほかに御意見ございますか。

○委員 ○○大学、○○です。こちらの計画書のほうですけれども、50ページからが区民の取組みになっております。ここはやっぱり区民の方が、ほかのところも御覧になるとはいえ、すぐに見る箇所ではないかなと思うんです。ここを拝見すると、やはり横文字が多いというのは確かなんですけれども、もう少し脱炭素型ライフスタイルがイメージできるような書き方とか、51ページはかなりスペースが空いているのでイラストを入れるとか、何かもう少し工夫があったらいいのかなと思います。

それと、具体的に本文のほうに一人一人の行動とかが書いてあるんですけれども、もちろんそれも大事ですけれども、地域で協力していくとか、協働でといったようなこととか、まちづくりでいえばみんなで参加、参画していくとか体制というところがキーワードになってくるので、そのあたりの言葉も入れておいていただきますと、例えば総合振興計画とかにもつながっていくんじゃないかなという気がいたしました。

それから、冒頭で御指摘があったZ E Vとかこういった言葉は略称になっているので、例えばC A S B E Eとかはフルでちゃんと入っているのに、116ページのところだけフルで入っていないくて、いきなり略称になっているので、丁寧に全部英語表記を入れていただいて、あとは、そこまでするかどうか分かりませんが、読み方を、ルビを振るとか、そういうふうにしてあげたら、特に年配者、高齢者の方には読み易いのかなと思っております。

それと先ほど御意見が出ていましたけれども、やっぱり既存のもの、世田谷区が持っている遺産とかみどり、そういったものを活用とか保全していくところは、絶対次の世代につないでいく、持続させていくところの話なので、そこは絶対しっかり入れていただきたいということと、幾つかイラストがあったんですけれども、グリーンインフラのところなんか、例えば世田谷区がつくってきた緑道とかの活用。それが高齢者の健康にも有効になると思うし、二酸化炭素吸収はどこまでできるか分かりませんが、有効であるというところにつながっていくのかなと思うので、既存のものの活用とか保全ももう少しアピールしてもいいんじゃないかなという気はいたしました。

○会長 盛りだくさんにありがとうございます。いずれも本文の中身の活用かと思えます。おっしゃるとおり、51ページなんかは空いていますので、コラムでいうと45ページに

あるコラムとか46ページにある効果とか、これはとてもここに動かせないんですけども、おっしゃったような居心地のいい環境にいることによる体感的な効果とか、そういう絵になるものもほかにあるような気がしますので、その辺も最後、事務方と相談して、せっかくだからアピールするといいますか、分かりやすいものにしていただけたいなと思います。

それから、ZEVとかそういう言葉も本当にそうで、初出のところで丁寧に説明するとかがないと、後ろに用語集がついているからいいですよというわけにはいかないかなというのもそのとおりだと思います。ありがとうございます。

ほかにございますか。

○委員 手短に。今の〇〇先生の御指摘、全くの同感です。1点目は、協働という言葉が図の中には書いてあるんですけども、施策の中で書いていないんですね。ぜひその協働の場づくりをするときに、やはりそこで組織的な支援ということも御検討いただければと思います。温暖化センターとか、まちづくり協議会とか、いろんなつなぎ役のところが機能していかないと、結果的に協働の場になっていかないとしますので、ぜひそこら辺の御検討もよろしくお願いします。

○会長 ありがとうございます。今の協働の話なんかは、さっき言いました付言する4番目ぐらいに参加の話。若者と中高年とか書きましたけれども、1人ずつの参加だけじゃなくて、コミュニティとしての参加とか、協働の取組みができるようにということも書かないといけないかもしれませんね。

政策はこれから実現していくもので、今書いてあるものが全てではないので、書いていないからといって怒らないでいただいて、これからやれというふうに書いていくしかない。目標と政策のギャップがすごくあるけれども、しょうがないかなというところがあります。ぜひ注文をつけていきたいと思います。あと、これは審議会できっと途中経過の報告があるでしょうから、引き続き審議会でも政策に反映できるような意見を言っていくということでしょうね。

ほかにございますか。最後の機会です。よろしいですか。

では、すみません、時間の関係でサミングアップいたしませんけれども、計画そのもののブラッシュアップと、それから実行に当たる課題というか、注文づけみたいなものを字で答申に書き込んで、区長に提出させていただくことにしたいと思います。時間が押していましたので中身を詳しく御議論できなかったんですけども、もし差し支えなければ、

先ほどの答申の1番から5番だか6番だか分かりませんが、文章については私のほうにお任せいただくということでよろしいでしょうか。今日出てきたことはみんな読めるようにしたいと思います。よろしいですか。

では、そうさせていただきます。

それでは、温暖化対策地域推進計画のほうはこれで審議が終わったということで、あとは事務局と私のほうで今の御意見を入れるように努力したいと考えております。

答申が12月何日とおっしゃっていましたか。

○環境計画課長 5日です。

○会長 では、まだちょっと時間がありますので、頑張ってやりたいと思います。

それでは、次の議題については、環境配慮制度における評価算定書の改定についてでございます。

○○課長から御説明よろしくをお願いします。

○環境・エネルギー施策推進課長 では、審議資料2の環境配慮制度における評価算定書の改定について、環境・エネルギー施策推進課長より説明いたします。

まず最初に、審議資料2-1ですが、前回審議会後の委員の方からの意見と区の考え方をまとめてございます。まず第1としまして、7月21日の前回審議会での意見を3点まとめております。

1点目は○○委員からで、評価算定書における評価について2つほど、区が点数をつけて評価を行っているのかということ、それから、使い手、住民を巻き込んだ形での評価についての考えの確認をいただいております。これにつきましては、評価算定書の評価については事業者が記入して区に提出、それを区が確認しているということ。それから、使い手、住民を巻き込んだ形での評価は全体ではしておりませんが、近隣住民の方への説明会を義務づけているということで、区の見解として記載しております。

次の2点目は○○会長からの御意見で、環境配慮制度の発想の一つの原点は建築紛争の予防だということで意見を述べられております。これにつきましては、平成7年度から始まった環境配慮制度ですが、建築紛争の予防になる側面はございますけれども、現在の主な運用目的としましては、区が推奨する省エネや創エネ、環境保全に資する事業者の取り組みを評価するものとしておりまして、その手法として評価算定書があるということで、区の見解として記載しております。

次に3点目ですが、○○会長より、この条例や規則の書き方について、気候変動問題に

対する仕組みとしての体裁につきまして御指摘いただきまして、これについては専門家があります〇〇専門委員への確認を区からいたしました。その〇〇専門委員のコメントが右欄にございますとおりで、まず1つ目の丸ですが、区民に対する分かりやすさにつきましては、分かりやすいものであることは大事だということを一歩大きく挙げてございます。

それから2点目が、条例に関するところでございますが、昨今の地球環境的な気候変動の観点も踏まえまして、中長期的には2点、こういった対策が必要ではないかということで載せております。まず①ですが、条例、規則、要綱という体系がある中で、特に上位の条例においては、環境の保全の観点を明確に位置づけることを検討していくべきではないかという点。それから、②としましては、現行の環境配慮制度が報告、評価、開示という情報的手法にとどまっていることについて、今後はより強い規制的な、あるいは経済的な手法を含めた在り方を検討すべきではないかということで御意見をいただいております。

なお、この①、②のコメントにつきましては、本来であれば区としても上位の条例の中で評価をするというところへ位置づけていく形が望ましいということはあるかもしれませんが、そういったボランタリーに配慮を求める現行制度の在り方については課題がある点は触れた上で、長期的な観点から建築基準法の関係規定として規制をかけていくなど、条例の在り方そのものを考え直していく意識を持って今後取り組んでいく必要があるかということで記載しております。

次に、第2の8月10日締切りまでのその他意見でございます。これは前回の環境審議会後にいただいた御意見としまして、〇〇委員からの御意見を記載しております。〇〇委員からは、みどりの重要性を踏まえた上で、特に大規模なみどりについて絶対に減らさないという観点で、みどりの維持管理の方策を具体的に考えていくべきという視点、それから、みどりの維持管理費用に関する買取り義務制度による財源の創出といった御提案をいただきました。この点につきましては、みどり政策課の回答として、御指摘を受け止めさせていただいた上で、今後は既存制度を最大限活用した維持管理支援に取り組むとともに、新たな支援策を含めたより効果的なみどり保全の施策を検討していく旨を記載しております。以上が審議資料2-1の御説明です。

○会長 すみません、時間が押していますので、以下の資料はなるべく簡潔に、要するに、こう変えるということですので、その中身が分かるように、よろしくお願いします。

○環境・エネルギー施策推進課長 はい。続きまして、審議資料2-2でございます。こちらは令和4年9月に東京都の方針が出まして、それを踏まえた区の評価算定書の改定に

対応するということで、改定ポイントを示したものになります。

まず、改定ポイントは、御覧のとおりですけれども4ページにわたってございまして、ちょっと資料を飛ばして参考資料2-2を見ていただけますでしょうか。都の条例改正に関するスケジュールをお示ししております。東京都では今年12月の第4回定例会で条例改正案が提出される予定で、2年間の周知期間を経て令和7年4月に条例改正案が施行されるということで、また、この環境の計画書制度も運用開始される予定となっております。

また、参考資料2-1、これが9月の都の方針になりますので、詳しくはこちらを御覧いただければと思います。

改めまして審議資料2-2に戻りまして改定のポイントですけれども、東京都の基準より厳しく区で設定しているものにつきましてはこのまま改定なし、さらなる改定はなしということで記述しております。

それ以外で改定するとしたものにつきましては、2ページの急速充電器、普通充電器等の記載につきましては、御覧いただければと思います。改定しております。

また、3ページ、こちらも資源の適正利用の木材の活用でさらなる改定を行っております。

また、4ページですけれども、ヒートアイランド現象の緩和で災害対策のところにV2B・V2H設備というのを加えてさらなる改定をしております。審議資料2-2につきましては以上で御説明とさせていただきます。

次に、審議資料2-3、新旧対照表について御説明いたします。改めまして前回資料の改定ポイントがございましたので、2-3の表紙の3として比較がございしますが、3点ポイントがあったということです。また、改定の内容としまして、緑色マーカーで今回追加・変更した項目を記載しております。先ほどの審議資料2-2でさらなる改定をしたところが緑色のマーカーでお示したところになります。また、前回新たに追加した項目については黄色マーカー、変更した箇所は水色マーカーというのは前回どおりとなっております。

さらに、少し前回の補足もありますが、まず1ページ目の区分1の名称につきましては、エネルギー使用の合理化の「①」としてございましたけれども、これを「(再生可能エネルギーの利用)」ということで、内容が分かるようなもの書き加えております。これは〇〇会長との事前の打合せで、加えたほうがより分かりやすいというご指摘をいただき加えております。

この1ページの下から2番目の黄色のマーカーですが、「バイオマス設備等の導入」につきましては、前回、世工振の〇〇委員からどのようなイメージなのかということで御質問いただきまして、次回の審議会でお答えするとしておりました。これにつきましては様々、農業廃棄物、食品廃棄物、水産、それから畜産ふん尿等々を原料として行われておりますけれども、都市部で可能性があるのは食品廃棄物、建設廃材、木材を原料としたバイオマス発電ということで、川崎とか、あと大阪のほうで実用例があるということで確認しております。まだまだ普及につきましては課題もあるところですが、将来的なところも見越して、こういったものが住宅でも利用できればということで評価項目に入れた次第でございます。

続きまして、2ページの緑色のところだけ申し上げますと、エネルギー使用の合理化「②」と前回資料でしておりましたところを「(省エネルギー対策)」と内容が分かるように記載しております。

また、ヒートアイランド現象の緩和では、東京都の項目により詳しく分かるような項目でということもありましたので、「(EV及びPHV用充電設備の設置)」と加えております。また、「プライベート用」、「パブリック用」で個数とか空配管の整備などにつきましても、さらなる改定ということで付け加えたところがございます。

続きまして、3ページですけれども、これは共同住宅以外のところで整理をしたところがございます。

次は、4ページはこのまま、前回どおりとしておまして、5ページですけれども、「木材の活用」ということで入れております。

また、「節水型設備機器の導入」ということでも入れております。

次の6ページですが、「災害時の対策」のところで「V2B・V2H設備」ということで項目を付け加えました。

それから7ページには、これまで評価項目にないものも適宜評価を加えていくということで、東京都の改定を踏まえまして4点付け加えさせていただいております。

続きまして、審議資料2-4の新旧対照表でございます。こちらは先ほどの改定案に基づいた改定に合わせているのと、別に特に申し上げなければならないのが、1ページ、要綱の第1条、目的の4行目の下線、改正後のところに「もって地域及び地球の環境の保全に資する優良な取組み」ということで文章を書き加えてございます。優良な取組みというのは何のどういった取組みなのかを具体的に書く必要があるのではないかという会長の意見

も踏まえて書き加えた部分でございます。そのほかは改定案に基づく改正となっております。

次の審議資料2-5は、以下の内容を踏まえた評価算定書の改定案で、7ページでございます。

それから、参考資料2-3をおめぐりください。こちらは今後のスケジュールをお示したものです。今日の審議を2回目の審議とさせていただきますして、今日の御意見を踏まえて12月に答申をいただきます。その後、2月から3月にかけて、この改定版につきましの広報をホームページや窓口で御案内いたしまして、来年4月から改定版による制度の運用開始。これにつきましては令和5年4月の環境計画書の提出案件から適用することにしたと考えております。

続きまして、参考資料2-4は、後ほど会長からも答申案をまとめていただきたいと思っております。

また、参考資料2-5ですが、こちらは〇〇会長からの条例、規則、要綱に関する御意見を記載したのになります。以上で説明は終わります。

〇会長 御説明ありがとうございました。

大分時間が押して、申し訳ないのですけれども、恐らく最後は12時10分か15分になるかと思っておりますのでお付き合いいただきたいと思っております。また、途中で退席しなきゃいけない方は、しょうがないので退席することをお願いいたします。それでは、これも今まで審議してきて答申に至る案件でございますが、御専門の方も多いので御意見あろうかと思っております。またこれも遠慮なく、どの部分からでも結構ですが、手を挙げていただけますでしょうか。

今回、直す理由はいろいろあると思っております。技術も進歩していますし、当然建築物を造る方の対応も進んでいます。そうした中、東京都では、今までよりも厳しくいろんな取組みを求めるということになっておりますので、万が一、世田谷区が東京都よりもビハインドすると、むしろ事業者さんに混乱を与える、あるいは足を引っ張ってしまうことにもなりかねないので、基本は東京都よりも同じか、それより優れたものを東京都さんよりも早い時期に求めるということで引っ張っていくということなのかなと、エッセンスはそう思っております。そういう観点で細々と見直していただいたということでありますが、どうでしょうか。

今までいろいろおっしゃっていただいたことは、みんな逐次入ってきています。いろいろ

ろたくさん入れたので、私なんかは少し点が甘くなっただんじゃないのか言っているんですが、いやいや、まだまだこれから頑張っていただかなきゃいけない、褒め育てが必要だというのが事前の打合せでのお答えだったので、そうかなというふうに思っておりますので、細かくはなってきましたけれども、やることははっきりしてくるといのはいい点だと思います。何か御意見ございますでしょうか。それから、今までなかった資源の有効利用とか木材利用が入っているところも東京都に合わせたところですね。

では、特に御異論がないようですので、〇〇課長が今までずっとまとめてくださった、大変細かい作業をしていただいたと思いますけれども、これで一応答申をさせていただこうと思います。

先ほどと同じで、何か注文をつけるべきことはございますか。先ほど〇〇課長からも御説明がありましたし、〇〇専門委員は今日は御欠席のようでありますけれども、将来、例えば建築物の省エネ規制も義務的なものになってきていて、実は業界の人たちは皆さん御存じだと思いますが、大変画期的なことでもあります。それを踏まえて、恐らく今まで地方条例では建築物規制は遠慮していましたけれども、地方条例でも上乘せるとか、そういう時代になってくるわけです。それについても対応を考えなきゃというのが先ほどの〇〇課長のお話でありますので、ぜひそういった今後の規制強化、単に将来的に要綱で定めてなるべく言うことを聞いてちょうだいねというネゴシエーションだけじゃなくて、もう少し条例根拠を持った規制みたいなこともできる可能性もあります。そういうことに対する展開も踏まえて検討していく必要があるかなというのは、〇〇専門委員の意見にも書いてありましたし、課長さんからの御発表にもありましたので、その辺はちゃんと付言すべきかなと思います。

ほかに何か注文をつけておくことはございますか。先ほどの〇〇先生の御意見なんかだと、やはりきちんと賛同していただいて、そうやっていただだかなきゃいけないので、周知徹底とか支援とかは、やっぱりこれだけ複雑なものになってくると要るかなという気もしますけれども、どうですか。

〇委員　そうですね、おっしゃるとおりかなと思います。どうでしょうか。文言は今、思い当たらないんですけども、個人の問題だけではなくて、それを一つのつながりとして機能させるようなことをやっていかなきゃいけないので、やっぱり協働の文脈もそうだと思いますし、先ほどの話にもありましたとおり、同時解決的な物の捉え方をより意識しながら、文言を整えていく必要があるかなと思います。

○会長 ありがとうございます。

ほかに何か注文をつけるべきことはございますか。

この制度はいつも手直ししています。これで終わりではありませんので、ぜひずっと関心を持ってフォローしていただき、直すべきところは直していただきたいと思います。では、今のところそういうことで、3回ぐらい議論したので、これで一旦、区のほうにお示しするというところでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、審議事項(2)はおしまいということで、以下、報告事項でございます。2点ありますけれども、〇〇課長、両方一気通貫で、(1)と(2)を続けて御説明いただけますか。

○環境・エネルギー施策推進課長 まず、報告資料1の環境事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況について御報告いたします。

本日4件御報告いたします。

まず1件目が(仮称)自由が丘PJ新築工事でございます。

報告資料1の2ページにA4横で一覧にしております。欄の右側になりますけれども、自然エネルギーの有効利用・省エネ対策としましては、太陽光パネル10キロワットを設置する、照明はLED照明を採用する、給湯器は高効率型、空調機等々、BEI値が0.68でございます。

また、みどりについてはみどり率は基準どおりで、高木の配置は基準の20%を上回る。

また、災害の防止は防火水槽、防災倉庫の設置をしているということで、右の表の下を見ていただければと思いますけれども、自然エネルギーの有効利用は星2つ、同じく省エネルギー対策は星2つ、みどりの保全・創出と災害対策はそれぞれ星1つとなっております。

続きまして、東京農業大学第一高等学校・中部校舎建て替えの増築工事でございます。

資料の8ページを御覧いただけますでしょうか。同じように一覧になっております。自然エネルギーの有効利用・省エネ対策では、太陽光パネル10キロワット、断熱性能でいきますと建築物省エネ法誘導基準を満たしている。照明は人感センサー、LED照明を採用、給湯器は高効率型、空調機も高効率型、BEIが0.67となっております。

みどりに関しましては、非常に高い基準を上回るものを持っております。御覧のとおり

でございます。

災害の防止につきましては、構造躯体の倒壊等防止で基準の1.25倍で計画しているとか防火水槽の設置、それから空地进行を100平米以上確保しているということで、最後の星でございますけれども、自然エネルギーの有効利用と災害対策は星2つ、そのほか省エネルギー対策とみどりの保全・創出は星3つとなっております。

続きまして、3点目の（仮称）ヘーベル上祖師谷新築工事でございます。

こちらは自然エネルギーの有効利用・省エネ対策では、太陽光パネル20キロワットを設置。それから、ZEH-M Oriented相当の予定ということで、かなり高い断熱性能を予定しております。また、照明につきましては、昼光センサー、タイムスケジュール、LED照明を採用しております。給湯器は高効率型、空調機は一般型。BEIもかなり低い値となっております。3棟ございますが、A棟は0.56、B棟は0.56、C棟は0.55になっております。

みどりのところでございますけれども、こちらも基準を上回るようになっております。記載のとおりですが、6メートル以上のシンボルツリー、異なる3種類以上の花の咲く木などの植栽、あるいは野鳥や昆虫などが立ち寄る工夫などもしております。

災害の防止については、免震または制震構造の採用と、防災倉庫・井戸、蓄電池の設置としております。

こちら、全ての項目につきまして非常に高い点数を上げておりまして、全項目星3つとなっております。つきましては、この工事が施工されまして建設が終わりました際には、区からの表彰を予定しているものでございます。

続きまして、最後に4点目の（仮称）世田谷区北烏山8丁目計画の新築工事でございます。

こちらは自然エネルギー有効利用・省エネ対策は、太陽光パネル10キロワットを設置、断熱性能は建築物省エネ法基準の予定、照明はLED照明、給湯器は高効率型、空調機は一般型、BEIは0.88となっております。

みどりの保全に関しても御覧のとおりとなります。

災害の防止では、雨水流出抑制は基準を30%上回るとか、防火水槽、防災倉庫、災害トイレ、非常用飲料水生成システムの設置ということで高いポイントとなっております。

最後に星の確認ですが、自然エネルギーの有効利用につきましては星1つ、省エネルギー対策とみどりの保全・創出は星2つ、災害対策は星3つとなっております。報告(1)は

以上になります。

続きまして、報告資料2について、続けて説明させていただきます。こちらは世田谷区のE C Oステップせたがやという取り組みですが、令和3年度の結果を報告するものです。こちらは、環境審議会、また、区議会へも報告しまして、区民に公表するものでございます。

まず、資料の2ページの表を御覧ください。区施設全体のエネルギー使用量削減でございます。こちらは区全体で平成21年度比16.4%以上の削減を目指すということだったんですが、令和3年度、残念ながら全体でマイナス1.1%で、特に学校等では24.4%増加したということで、目標には及びませんでした。主な原因としましては、学校や区民利用施設で、令和2年度は新型コロナウイルスのための臨時休業などがありましたが、令和3年度は休業なしで全て実施でエネルギー使用量が増加したこと、あるいは学校では対策として換気を行った、空調を使用したということがあります。また、全校で空調設備の新設も行っておりまして、そういった設備を新設し稼働したということ、それから、児童数、生徒数、学級数も増加した。それから、1月、2月が厳寒で非常に寒かったということで、空調の使用が増加したことが原因ではないかと考えております。また、本庁舎整備等に伴うエネルギー増とかもございました。各施設における省エネルギー行動の推進などにつきましては、引き続き実施されているということでございます。

続きまして、(2)コピー用紙購入枚数の削減でございます。これは年度ごとに目標を置いていないんですが、令和10年度までに平成29年度比5%以上削減するというので、計画の途上にありますが、順調に削減目標に向かって進んでいるということで、令和3年度につきましては、平成29年度比でマイナス3.0、前年度比ではマイナス5.6%となっております。取り組みにつきましては記載のとおりです。

(3)廃棄物処理法の一層の遵守徹底についてです。こちらでも事務説明会、研修等において講義内容を強化しまして、一層の周知啓発を行っております。また、内部環境監査におきましては、関わりのある所属を重点的に選定し、実施がきちんとされていることを確認、あるいは一部では観察事項、改善事項が見られ、それを改善していただいております。引き続き研修等の実施で環境関連法令の遵守徹底を図っていくものでございます。

続きまして3ページ、最後ですが、令和4年度の取り組み方針と具体的取り組みでございます。

まず、区施設全体のエネルギー使用量削減は、平成21年度比17.5%以上の削減を目指す

ことにしております。

(2) コピー用紙購入枚数の削減については、令和10年度までの目標は同じでございます。

(3) も同様でございます。

すみません、参考で載せている4ページ以降でございますが、こちらは区施設全体のエネルギー使用量の推移と、コピー用紙購入枚数の推移と、それから(3)は目標値にはないものでございますけれども、年間の取組み方針に掲げた項目以外についての実績をお示しております。特にこの中で申し上げなくてはいけないのは、水道使用量、廃棄物廃棄量などを御覧いただければと思います。

水道使用量につきましては、かなり増加しておりますが、まず、学校におきまして水泳の授業が再開したこと、それから、コロナの対策で休み時間ごとに手洗いをしているということで、回数が多くなったことで水道使用量が増加しているという事情があったと考えられます。

また、廃棄物廃棄量につきましては減っているところでございますが、リサイクル量、リサイクル率が増加している。

また、車両用燃料購入費につきましては、軽油の使用量などは減っておりまして、ガソリン購入量も減っておりまして、これはオンラインだとか、会議に出席させる会社が少なくなったようなことも影響しているのではないかと考えております。報告は以上です。

○会長 2点続けてありがとうございます。

報告事項でありますけれども、御質問とか御意見があればお願いいたします。

ございませんか。審議会で厳しく見張っていないと、努力が緩んでしまうといけません。よろしいですか。

では、皆さん厳しい目つきで見ていたので、もっと頑張ってもらいたいです。

前にもちょっと申し上げましたけれども、普通の率先行動計画みたいなものに比べますと、このECOステップせたがやはすごく範囲が狭いので、それで昔から年間の取組み方針に書かれた項目以外についても重要な環境負荷を表すような指標については統計を出してくださいとお願いしてこの審議会で聞いていますが、行く行くは、このECOステップせたがやを変えるようなことになったらもっと範囲を広くしていかないと、ちょっとコピー用紙とエネルギー量だけではよくないなと思います。

それから、さっきの温暖化対策地域推進計画のほうでは、再生可能エネルギーがたくさん入った電気の購入契約を結ぶと書いてありましたけれども、そういう意味でいうと、CO₂の量はもちろん管理すると思うんですが、買っている電気の排出係数なんかも本当は管理したらいいとか、いろいろ世の中の取組みが進歩していますので、それに比べるとかなりギャップが出てきているなど個人的には感じます。これは決めたのに照らして行動していくわけですから、今はしょうがない、ころころ変えたら分からなくなっちゃうんですが、いつか機会があれば、そういうものも入れていくようにしたほうが本当はいいかなと個人的には思っております。すみません、場つなぎで一応意見を言ってみましたけれども、せっかくですのでほかに何かあれば。

では、報告事項を承知したということで、引き続き頑張ってくださいと思います。

それでは、一応今日の審議はみんな終わったと思いますので、一旦事務局にお返しします。

○環境計画課長 皆様、御審議どうもありがとうございました。事務局から、その他事務連絡ということで御報告させていただきます。

先ほど、本編の審議資料1-5の36ページ、コラムで気候市民会議の欄がございます。また、66ページ、脱炭素先行地域というコラムがございます。こちらにつきまして、すみません、最初のところで少し議論をとしたんですが、時間の都合がございまして、ちょっと御紹介だけさせていただきますと、脱炭素先行地域につきましては、先ほど委員の皆さんからも同じような御意見が出たと思うんですが、これから区民、事業者の方がどうやって行動していくかという取組みの一つとして、要するに、脱炭素先行地域の検討。あるエリアを指定して、区民、事業者の方がそれぞれどういうふうに取り組んでいくかを検討する。

また、気候市民会議でございしますが、区民意見とか区民説明会でも御意見をいただきまして、この辺もある程度、気候市民会議的なものを世田谷らしいもので何かつくっていけないかということで、かなり目標を高く設定しております。今回の計画で終わりではなくて、引き続き次年度以降も新しい施策を積み上げていくような形で、また2030年の目標に向けて取組みを進めていきたいと思っております。

次回の日程でございしますが、令和5年5月に次の審議会を予定しております。私のほうからは以上でございます。

○環境政策部長 では、本日の審議会をもちまして、第14期の環境審議会は最終回となり

ます。委員の皆様には改めて御礼申し上げます。

今期の審議会では、世田谷区地球温暖化対策地域推進計画の見直しをはじめ、多様な分野において御審議、御意見を頂戴いたしました。議論の中では、委員の皆様から様々な御教示をいただきました。このことをこれからの区の施策にしっかりと反映して取り組んでいく必要があると、改めて感じているところでございます。

また、今期をもちまして御退任される委員がいらっしゃいます。〇〇会長、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の5名でございます。あいにく〇〇委員と〇〇委員につきましては本日御欠席でございますが、〇〇会長、〇〇委員、〇〇委員から最後に一言ずつお言葉をいただければと思います。

〇〇会長におかれましては、第10期から今期まで10年間と長きにわたり、また、第11期からは会長として、審議会の進行をはじめ専門的な知見から多くの貴重な御意見を頂戴いたしました。ありがとうございました。

また、〇〇委員と〇〇委員におかれましては、区民公募委員として2年間、区民の目線から区政に対する貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

それでは、初めに〇〇会長、一言お願いいたします。

〇会長 すみません、それではせっかくの機会なので、ありがとうございました。委員の方々にはいろいろお助けをいただき、また、事務局のほうの熱心な作業をいただいて、おかげさまでこの10年間、任務を果たせてよかったなと思っております。しかし、環境審議会の役割はむしろどんどん増えてきておりますので、私は今回引退させていただきますけれども、ぜひ残られた方々におきましては、引き続きさらに厳しく御意見を述べ、区の実行を叱咤激励していただけるとありがたいなと思います。

私自身、役人上がりなものですから、役所がどうやってサボるかかなりよく知っているので、いろいろしつこく厳しい意見を申し上げましたけれども、お許しいただきたいと思っております。決して悪気があって言ったものではございませんので、すみません、よろしくお願いいたします。

私は、たまたま偶然ですがけれども、住所が今、〇〇県〇〇市になっておりまして、またそちらのほうで引き続き環境の実行を、もちろん世田谷区にもいますけれども、両方でやっていきたいと考えております。どこかでお会いすることがあるかと思っておりますけれども、ひとつそのときはよろしくお願いいたします。

〇環境政策部長 会長、ありがとうございました。

続きまして、〇〇委員、お願いいたします。

〇委員 2年間ありがとうございました。やはり自分の中では、この区民委員に応募するときに、自分の目線というのがみどりとか、そういうことがすごく多かったのと、地域の中の環境ということを考えていました。この2年間、ここに参加することで、いろんな新聞とか雑誌とか、その他の情報の中で、やっぱり環境に関することをすごく敏感にキャッチすることができたかなと思って、ただ、それが全部理解できているわけではないんですけども、目線がそういうふうに広がっていったということを感じています。

そして、やっぱり自分が住むところが一番、今、自分の家の中でも、庭を雨庭にするとか、そういう活動をしながら、いろいろな地域の人と通じながら生物多様性に関わっていく環境とか、そういうことを含めながら、もっといろいろ楽しく環境を考えるということをつなげていきたいと思っています。ありがとうございました。

〇環境政策部長 〇〇委員、ありがとうございました。

続きまして、〇〇委員、お願いいたします。

〇委員 2年間ありがとうございました。今回、環境ということで、本当に今すごくグローバル、全体での変化があって、人として生きる上でどのように環境と向き合うべきかをまた議論するところでもあるということで、非常に私自身も勉強させられたし、これから施策をどんどんつくっていくところで、皆様もこれから変化を敏感に感じ取られながら、よりリードしていく、そんな世田谷であってほしいなと思います。ありがとうございました。

〇環境政策部長 〇〇委員、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第14期環境審議会は閉会とさせていただきます。改めまして第14期委員の皆様、ありがとうございました。

午後0時09分閉会